

「耳鼻咽喉科専門医の更新基準」（第六版）の変更点

1. 共通講習（必修講習 B 項目）の免除について

多様な地域における診療実績が 1 回認定されれば、次回更新以降も免除される点の追記

現行	改正案
<p>P4</p> <p>2) 専門医共通講習</p> <p>必修講習 A (3 項目)、B (5 項目) および任意講習 C (2 項目) に区分され、必修講習 A、B の合計 8 項目は更新者全員の受講を必須とします。ただし、多様な地域における診療実績が認定された場合は、必修講習 B (5 項目) を免除します。また学会専門医から更新した機構専門医も、すでに多様な地域における診療実績と見なします。</p>	<p>P4</p> <p>2) 専門医共通講習</p> <p>必修講習 A (3 項目)、B (5 項目) および任意講習 C (2 項目) に区分され、必修講習 A、B の合計 8 項目は更新者全員の受講を必須とします。ただし、多様な地域における診療実績が認定された場合は、必修講習 B (5 項目) を免除(次回更新以降も免除)します。また学会専門医から更新した機構専門医も、すでに多様な地域における診療実績と見なします。</p>

2. 多様な地域における診療実績の認定基準の追記

- ①「当該医師の」専門研修を開始した時点であること。
- ③足下充足率は、新たに示されるまでは 2018 年版を用いること。
- ③専門医取得後、1 回目の更新までの期間に 1 年間以上、多様な地域で勤務した場合も申請可能であること。
- ④申請方法

現行	改正案
<p>P4</p> <p>(多様な地域における診療実績について)</p> <p>多様な地域とは、原則、専門研修を開始した時点における耳鼻咽喉科の足下充足率が 0.8 以下の都道府県とします。</p> <p>専攻医期間中に 1 年間以上、該当する地域で研修を行った方、日耳鼻専門医制度委員会に連絡してください。審査により承認されれば、多様な地域における診療実績として認めます。</p>	<p>P4</p> <p>(多様な地域における診療実績について)</p> <p>多様な地域とは、原則、当該医師の専門研修を開始した時点における耳鼻咽喉科の足下充足率が 0.8 以下の都道府県とします。足下充足率については、新たに示されるまでは、2018 年版を用いることとします。</p> <p>専攻医期間中に 1 年間以上、該当する地域で研修を行った方、または、専門医取得後、1 回目の更新までの期間に 1 年間以上、該当する地域で勤務した方は、日耳鼻専門医制度委員会に連絡してください。審査により承認されれば、多様な地域における診療実績として認めます。</p> <p>(申請方法について) 申請方法は日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の HP に掲載いたします。</p>

3. 専門医活動休止期間の上限設定について

日本専門医機構からの求めによる。(2022年度第3回専門医認定・更新委員会、専門医検討委員会(認定・更新)合同会議) 委員会：2/6開催)

現行	改正案
<p>P8</p> <p>I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応</p> <p>活動休止申請書（開始、終了期日、理由を記載）を提出し、領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。なお、休止期間は専門医を呼称する事はできません。休止期間に上限はありませんが、2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長申請書を提出して、上記委員会の承認を受けます。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要です。その後、専門医としての活動が再開できます。活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得して次の専門医資格を更新します。</p>	<p>P8</p> <p>I. 特別な理由（留学、妊娠、出産、育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新ができない場合の対応</p> <p>活動休止申請書（開始、終了期日、理由を記載）を提出し、領域専門医委員会と専門医認定・更新部門委員会の審査と承認を経て専門医活動の休止が認められます。なお、休止期間は専門医を呼称する事はできません。休止期間に上限はありませんが、2年を超えて延長を希望する場合には3年目から1年間の休止期間の延長申請書を提出して、上記委員会の承認を受けます。休止期間は連続して5年間を上限とします。専門医活動休止期間の満了や終了は上記委員会への申請と承認が必要です。その後、専門医としての活動が再開できます。活動休止期間を除く前後の合計5年間に規定の50単位を取得して次の専門医資格を更新します。</p>

(施行時期)

上限の算定開始時期は、更新基準の改正案が、日本専門医機構に承認を受けてからとする。

(例) 活動休止期間が2016年4月1日～2024年3月31日の場合

2023年度中の施行時期～5年以内の2028年3月31日までが延長可能となる。